

介護が必要な方へ

健康づくり

家族介護者支援

医療

大田区

高齢者のためのサービスガイド

令和6年度版

見守り

防犯・防災

就労支援

社会参加



**対**・・・対象

住まい探し

**費**・・・費用（自己負担額）

住宅助成

**問**・・・問い合わせ先

## 対象者別サービス一覧表

○・・・サービスの対象となります。  
 △・・・サービスの対象となる場合があります。

サービス		ページ	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上	介護認定による 対象者の制限	備考
医療	後期高齢者医療制度	5		△	△	○		65歳以上75歳未満は一定の障がいのある方
	高齢受給者証の交付	5			○			
	健康診査	5	△	△	△	○		詳細は5ページを参照ください。
健康づくり	はねびょん健康ポイント	6	○	○	○	○		※1
	プール個人利用料の減免	6		○	○	○		
	一般介護予防事業	7		○	○	○		
	いきいき高齢者入浴事業	7			○	○		
	はり・きゅう・マッサージ 指圧施術割引券	7			△	△		保険料に未納がない方
	大田区もの忘れ検診	7			△	△		年度内に70歳、75歳に到達する方
介護が必要な方へ	ねたきり高齢者訪問歯科支援	8		△	△	△		
	家族介護者支援 ホームヘルプサービス	8	△	△	△	△	有	要介護3・4・5かつ在宅で家族介護を受けている方
	補聴器購入費助成	8		△	△	△		住民税非課税世帯、耳鼻咽喉科医師の証明が必要
	紙おむつ等の支給	8	△	△	△	△	有	要支援1・2の方は、対象外 要介護1・2の方は、医師の証明が必要
	出張理髪・美容	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	寝台自動車料金の助成	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	健康回復事業 (はり・きゅう・マッサージ)	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	在宅高齢者等訪問相談	9	△	△	△	△		家族介護者も対象
	【コラム】高齢者ほっとテレフォン	9	△	○	○	○		
	地域福祉権利擁護事業	10	△	△	△	△		
	成年後見制度のご案内	10	○	○	○	○		
	車いすの貸出	10	○	○	○	○		
	車いすステーション事業	10	○	○	○	○		
	介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型・訪問型サービス)	11	△	○	○	○	有	65歳未満は要支援1・2の第2号被保険者
	認知症に関する相談・支援	11		○	○	○		
	若年性認知症に 関する相談・支援	11	○					
	介護者情報誌「ゆうゆう」	11	○	○	○	○		

※1 18歳以上の区内在住・在勤者が対象で、ご本人の状況に応じて楽しんでいただけます。

サービス		ペー ジ	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75歳以上	介護認定による制限	備考
見 守 り	見守りキーホルダー登録	12		○	○	○		
	ひとり暮らし高齢者登録	12		△	△	△		
	ほほえみ訪問事業	12	△	○	○	○		
	【コラム】今から始める自分らしい老いじたく	12						
	高齢者救急代理通報システム	13		△	△	△		慢性疾患のある方
	緊急通報サービス紹介事業	13		○	○	○		
サ 暮 ボ ラ ー し ト の	あんしん居住制度	13	○	○	○	○		
	ごみの戸別訪問収集	14	△	△	△	△	有	該当する者のみで構成される世帯
	粗大ごみの運び出し収集	14	△	△	△	△		該当する者のみで構成される世帯
	自動通話録音機の貸与	14	△	○	○	○		おおむね65歳以上
防 災	助っ人サービス	14	○	○	○	○		
	感震ブレーカー支給取付事業	15		○	○	○	有	
	家具転倒防止器具の支給・取付	15		○	○	○	有	
就 労 支 援 ・ 社 会 参 加	避難行動要支援者名簿	15		△	△	△	有	
	高齢者等就労・社会参加支援事業	16	△	○	○	○		おおむね55歳以上
	シルバー人材センター	16	△	○	○	○		60歳以上
	東京都シルバーパス	16			○	○		
	郵便等投票（郵便等による不在者投票）	16	△	△	△	△	有	要介護5の方 特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方
	老人いこいの家	17	○	○	○	○		60歳以上の方
	シニアクラブ	17	○	○	○	○		おおむね60歳以上の方
介 護 施 設 ・ 住 宅	シニアステーション	17	○	○	○	○		60歳以上の方。耕耘のみ、概ね55歳以上の方を対象とした社会参加支援事業を実施。
	特別養護老人ホーム	18		△	△	△	有	常時介護が必要な方
	養護老人ホーム	18		△	△	△		
	軽費老人ホーム（B型）	18	△	△	△	△		
	都市型軽費老人ホーム	19	△	△	△	△		
	有料老人ホーム	19	△	△	△	△	有	各施設により異なる
	シルバービア（高齢者住宅）	19		△	△	△		申込要件あり
	高齢者アパート	19		△	△	△		申込要件あり
	住宅確保支援事業	20	△	△	△	△		※2
	生活支援付すまい確保事業	20		△	△	△		※2
	サービス付き高齢者向け住宅	20	△	△	△	△		
	住宅リフォーム助成	21	△	△	△	△		
	高齢者住宅改修費の助成	21		△	△	△	有	要支援1以上でかつ改修が必要と認められた方
	転居一時金助成	21	△	△	△	△		※2
地域包括支援センター一覧		22		○	○	○		

※2 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上と60歳以上の方のみで構成される世帯。他、所得制限等要件あり。

# 各ページの見方

事業名

対象者

費用  
(自己負担額)

問合せ先

## 高齢受給者証の交付

それぞれの医療保険で高齢受給者証を発行します。加入している医療保険で引き続き医療を受けます。

対 70～74歳の方

費 医療費の自己負担割合・給付内容は、国民健康保険の方は国保年金課へ、国民健康保険以外の方は加入している各保険者へお問い合わせください。

問 資格・自己負担割合については  
国保年金課国保資格係☎5744-1210

給付については  
国保年金課国保給付係☎5744-1211

高齢受給者証の交付



スマートフォンの  
カメラを向けると、  
ホームページに  
アクセスできます！





医療機関で受診する時は、後期高齢者医療制度に加入している方は被保険者証を、  
70~74歳の方は健康保険証と高齢受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

## 後期高齢者医療制度

- ① 「被保険者証」を交付します。医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、所得により1割・2割・3割があります。なお、令和6年12月2日以降、新規に後期高齢者医療制度へ加入される方は、「被保険者証」の取扱いが変更になる予定です。  
詳細は別途、加入時にお知らせいたします。

【対】 75歳以上の方と65歳以上の方で一定の障がいのある方



【費】 医療費の1割。ただし、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。

- ② 住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」）を交付します。診療の際に医療機関等の窓口に後期高齢者医療被保険者証に添えて、減額認定証を提示することにより、窓口での負担が軽減されます。また入院された場合は、食事代が減額されます。

現役並み所得者（3割）現役Ⅰ・Ⅱの所得区分に該当する方は、申請により「限度額適用認定証」（以下「限度額認定証」）を交付します。診療の際に医療機関等の窓口に後期高齢者医療被保険者証に添えて、限度額認定証を提示することにより、窓口での負担が軽減されます。

※令和6年12月2日以降、減額認定証・限度額認定証の取扱いが変更になる予定です。

- 【問】 ①については国保年金課 後期高齢者医療資格担当 ☎5744-1608  
②については国保年金課 後期高齢者医療給付担当 ☎5744-1254

後期高齢者医療制度



### 高齢受給者証の交付

それぞれの医療保険で高齢受給者証を発行します。加入している医療保険で引き続き医療を受けます。

【対】 70~74歳の方

【費】 医療費の自己負担割合・給付内容は、国民健康保険の方は国保年金課へ、国民健康保険以外の方は加入している各保険者へお問い合わせください。

【問】 資格・自己負担割合については  
国保年金課国保資格係 ☎5744-1210

給付については  
国保年金課国保給付係 ☎5744-1211

### 健康診査

生活習慣病の早期発見と健康維持のための健康診査を行います。

#### ●特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの大田区国民健康保険に加入中の方

#### ●長寿健康診査

大田区後期高齢者医療制度に加入中の方

#### ●大田区健康診査

40歳以上の生活保護等を受給中の方

※社会保険に加入の方は、加入している保険またはお勤め先の担当者へおたずねください。

高齢受給者証の交付



健康診査



【問】 健康づくり課  
(検診事業担当)  
☎5744-1265

# 健康づくり

## はねびょん健康ポイント

ウォーキングや毎日の健康活動、スポーツ教室・イベントへの参加、健康診断・がん検診の受診などでポイントが獲得できます。

スマートフォンアプリ「はねびょん健康ポイント」のダウンロード、または専用台紙で参加できます。

ポイントをためると、デジタルクーポンなどの景品が当たる抽選に応募できます。楽しみながら健康づくりに取り組めますので、ふるってご参加ください！

### ●専用台紙配布場所

健康づくり課、各地域健康課、各特別出張所、区内図書館、大森スポーツセンター、大田区観光情報センター（京急蒲田）など

【対】 区内在住・在勤の18歳以上の方

【問】 健康づくり課  
(はねびょん健康ポイント担当)  
☎5744-1661

## プール個人利用料の減免

プールを活用しやすくすることで、高齢者の健康増進・介護予防を目的としています。区内在住の65歳以上の方は、プールの利用料が2回に1回無料（2回目）になります。（公園プールは9月～6月までの温水期、矢口区民センター温水プールは通年）公園プールと矢口区民センター温水プールで取扱いが異なりますので、ご注意ください。

### 【対象施設】

平和島公園プール ☎3764-8424

東調布公園プール ☎3728-7651

萩中公園プール ☎3741-2155

矢口区民センター温水プール

☎3758-2941

【対】 区内在住の65歳以上の方

【問】 上記対象施設

公園プール利用料の減免



はねびょん健康ポイント



## 一般介護予防事業

高齢者的心身の健康を維持するため  
に、「いきいき公園体操」「認知症予防  
体操」「ポールウォーク」等、様々な教  
室を行います。日程・応募方法は区報で  
お知らせします。

対 区内在住の65歳以上で、医師から  
運動制限を受けていない方

問 高齢福祉課 ☎5744-1624



一般介護予防事業



## はり・きゅう・マッサージ・ 指圧施術割引券

はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割  
引券3枚を配布します。

申込期間は7月1日～31日です。

対 次のいずれかに該当し、保険料に未納  
がない方

① 大田区国民健康保険に加入している  
70歳～74歳の方

② 後期高齢者医療制度に加入している方

費 自己負担 1回 1,000円

問 ①については

国保年金課 国保保健事業担当

☎5744-1393

②については

国保年金課 後期高齢者医療給付担当

☎5744-1254



## いきいき高齢者入浴事業

公衆浴場を割引で利用できる入浴証を  
発行します。

対 区内に住民登録があり、現に居住してお  
り年度内に満70歳以上に到達する方

費 自己負担1回200円で36回、  
無料で年間1回

問 高齢福祉課 ☎5744-1252



いきいき高齢者入浴事業



## 大田区もの忘れ検診

認知症の早期発見・早期対応を推進  
する事業です。対象者には、受診券や  
チェックリスト等のご案内を6月下旬  
に送付します。

対 区内に住民票があり、年度内に  
70歳、75歳に到達する方

費 無料

問 高齢福祉課 ☎5744-1268

大田区もの忘れ検診



# 介護が必要な方へ

## ねたきり高齢者訪問歯科支援

事前に歯科衛生士が口腔の状態などを確認し、その後歯科医師が訪問して、歯や入れ歯などの心配ごとや食べる機能（飲み込みにくい、むせるなど）についての診査や相談に応じます。

- 対 在宅でねたきり、またはこれに準じる状態にあるおおむね 65 歳以上の方で、歯科医療機関への通院が困難な方
- 費 無料（診査の結果、治療を受ける場合は、健康保険等の自己負担あり）
- 問 各地域包括支援センター（22-23 ページ参照）



## 高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器購入費の範囲で 35,000 円を限度に助成します。事前の相談が必要です。

- 対 住民税非課税世帯の 65 歳以上で、耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認めた方。聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は除く
- 問 各地域包括支援センター（22-23 ページ参照）



## 家族介護者支援ホームヘルプサービス

在宅で介護している家族をサポートするため、身体介護や生活援助のためのヘルパーを派遣します（通常、介護保険では認められないサービスも一部利用できます）。利用時間は午前 8 時から午後 8 時までで、1 回につき 1 時間単位で年間 24 時間まで利用できます。

- 対 区内に住所を有し、かつ現に居住し、要介護 3・4・5 の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方
- 費 費用の 1 割。生活保護等受給中の方は無料
- 問 65 歳以上の方 各地域包括支援センター  
40～64 歳の方 各地域福祉課  
(22-23 ページ参照)

ホームヘルプサービス



## 紙おむつ等の支給

紙おむつを支給します。区が支給する紙おむつを使用することができない病院に入院している方に限り、月 4,500 円を限度に費用の一部を助成します。

- 対 区内に住所を有し、かつ現に居住し、要介護 3～5 と認定され、失禁のため紙おむつを必要とする方。（要介護 1・2 と認定され、傷病により医師が紙おむつを必要と認めた方、また、要介護認定を受けていないが、65 歳以上で病院に入院しており、要介護状態で医師が紙おむつを必要と認めた方も含む）ただし、生活保護を受けている方、中国残留邦人等支援受給者、介護保険施設に入所している方、障害者総合支援法の日常生活用具の紙おむつ給付等を受けられる方は除く。
- 問 65 歳以上の方 各地域包括支援センター  
40～64 歳の方 各地域福祉課  
(22-23 ページ参照)

## 出張理髪・美容事業

理・美容師がご自宅に伺い、理・美容を行います。利用券を年4枚（ただし、10月以降に申請された方は年2枚）を支給します。

- 対 区内在住 65歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態で、理・美容店に行くことが困難な方

費 無料

- 問 各地域包括支援センター  
(22-23ページ参照)

出張理髪・美容



## 健康回復事業

### (はり・きゅう・マッサージ)

施術師がご自宅又は治療院で、はり・きゅう・マッサージを行います。利用券を年4枚（ただし、10月以降に申請された方は年2枚）を支給します。

- 対 区内在住 65歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態の方、及びその方を在宅で介護している家族

費 無料

- 問 各地域包括支援センター  
(22-23ページ参照)

健康回復事業



## 寝台自動車料金の助成

ショートステイの利用、入退院、転院、通院などで寝台自動車を利用する時に利用料金の一部を助成します。5,000円の補助券を年6枚（ただし、10月以降に申請された方は年3枚）支給します。

- 対 区内在住 65歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態であり、寝台車以外に移動の手段をもたない方

（車いすでのご利用はできません。）

費 助成額（5,000円）を超えた部分

- 問 各地域包括支援センター  
(22-23ページ参照)

寝台自動車利用料金の助成



## 在宅高齢者等訪問相談

閉じこもりや転倒の予防などに向けた指導や在宅での栄養・運動・口腔に関する相談に応じます。

- 対 在宅で心身が虚弱状態にある方及びその方を在宅で介護している家族

- 問 各地域福祉課  
(22-23ページ参照)

在宅高齢者等訪問相談



## コラム

### 高齢者ほっとテレפון (夜間・休日専用)

区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の介護や福祉に関する相談を、看護師など保健福祉の資格を持つ相談員が電話でお受けします。

- 対 区内在住のおおむね 65歳以上の方とその家族・関係者

- 問 電話相談専用 ☎3773-3124

### 受付時間

月～金曜は午後5時～翌日午前8時30分

土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は24時間



高齢者ほっとテレפון



## 地域福祉権利擁護事業

福祉サービス等の利用に関する相談・助言や手続き・支払い等をお手伝いします。

- 対 軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどはあるが、このサービスの契約内容を理解できる方
- 費 月額基本料 1,000 円、  
援助活動 1 回 1 時間まで 1,000 円
- 問 大田区社会福祉協議会  
おおた成年後見センター  
☎3736-2022

地域福祉権利擁護事業



## 車いすの貸出

貸出期間は、2か月までです。借りる方の住所等が確認できるもの（運転免許証、保険証など）をご持参ください。

- 対 区内に在住の方で、障がいの有無、年齢にかかわらず、短期間又は緊急に車いすを必要とする方
- 費 無料 ※配送、回収は貸出の申請をされた方が行ってください。
- 問 大田区社会福祉協議会☎3736-5555



車いすの貸出



## 成年後見制度のご案内

成年後見制度についての説明、申立て手続きの案内や利用にあたってのご相談に応じます。

- 対 成年後見制度の申立てをお考えの区民等
- 費 無料
- 問 大田区社会福祉協議会  
おおた成年後見センター  
☎3736-2022

成年後見制度



## 車いすステーション事業

地域での車いすの貸出事業です。貸出期間は、1か月までです。借りる方の住所等が確認できるもの（運転免許証、保険証など）をご持参ください。

- 対 区内に在住の方で、障がいの有無、年齢にかかわらず、短期間又は緊急に車いすを必要とする方
- 費 無料 ※配送、回収は貸出の申請をされた方が行ってください。
- 問 大田区社会福祉協議会☎3736-5555

車いすステーション事業



## 認知症に関する相談・支援

認知症に関連するご相談は地域包括支援センターでお受けしています。その他の情報は、『大田区認知症サポートガイド』をご覧ください。ホームページにも掲載しています。

特別出張所、地域福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター等でも配布しています。

### 問 各地域包括支援センター (22-23 ページ参照)

大田区認知症サポートガイド



## 若年性認知症に関する相談・支援

65歳になる前に発症した認知症を「若年性認知症」と言います。

若年性認知症の相談窓口では、専門の相談員が、本人や家族、関係機関からの相談をお受けして支援につなげています。

### 問 大田区若年性認知症支援相談窓口 ☎6459-8591

若年性認知症について



## 介護者情報誌「ゆうゆう」

在宅で介護している家族向けに、季節や体調に合わせたアドバイス、介護者向け講座の情報や家族介護者交流会の紹介などを掲載した情報誌を年4回発行しています。

特別出張所、地域福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター等で配布しています。

### 問 高齢福祉課 ☎5744-1250

家族介護者情報誌ゆうゆう



## 介護予防・日常生活支援総合事業

(通所型・訪問型サービス)

### 【通所型サービス】

#### ●はつらつ体力アップサポート (機能訓練特化)

体力アップを目指したサポートを行います。

#### ●いきいき生活機能アップサポート (生活機能向上)

仲間と一緒に心と体の元気度をアップするサポートを行います。

### 【訪問型サービス】

#### ●生活力アップサポート

ホームヘルパーとともに生活力の向上を目指します。

#### ●絆サポート

地域のボランティアが自立した生活をサポートします。

#### ●元気アップリハ (訪問型短期機能訓練)

機能訓練指導員がご自宅を訪問して機能訓練を行います。

対 ①要支援1・2の認定を受けた方  
②基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

### 問 各地域包括支援センター (22-23 ページ参照)

通所型・訪問型サービス



# 見守り

## 見守りキーholder登録

緊急連絡先や医療情報等を区に登録いただくと、登録番号が入ったキーholderの他、希望する方にはシールタイプもお渡しします。

キーholderを常に身に付けておくことで、緊急時の医療機関や警察等からの照会に24時間体制で迅速に対応できます。毎年、誕生日に情報の更新をしていただきます。

対 65歳以上の方

費 無料

問 各地域包括支援センター  
(22-23ページ参照)

見守りキーholder登録



## ほほえみ訪問事業

登録制による無料の見守りサービスです。地域の絆サポーターが、ひと月に2回程度訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通して、安否の確認や地域の情報提供をします。

対 65歳以上の高齢者、又は心身に障がいのある方

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

費 無料

問 大田区社会福祉協議会 ☎5703-8230

ほほえみ訪問事業



## ひとり暮らし高齢者登録

民生委員による普段の見守りのために、緊急連絡先を登録します。

対 65歳以上のひとり暮らしの方で同一敷地内又は隣地に三親等以内の血族または配偶者が居住していない方

※登録者のうち70歳以上の方に、区内の福祉理美容店で使える「ふれあい理美容補助券」を年2枚支給します。普通調髪の場合の自己負担額は1,000円です。

費 無料

問 各地域包括支援センター  
(22-23ページ参照)

ひとり暮らし高齢者登録



## コラム

### 今から始める自分らしい老いじたく

生涯を安心して、いきいきと暮らせるよう、大田区では老いじたくのセミナーや相談会等を実施しています。いつまでも自分らしく、人生を前向きに暮らしていくために、元気なうちから将来の備えを考えていきましょう。

自分らしい老いじたく



問 大田区社会福祉協議会  
おおた成年後見センター  
☎3736-2022



第1弾（概要版）



第2弾（詳細版）

## 高齢者救急代理通報システム

家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、ペンダントの通報ボタンを押すと区の受託事業者の受信センターに自動通報されます。

火災監視については選択できますのでご相談ください。

**対** 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、慢性疾患があるなど日常生活で常時注意を要する方

**問** 各地域包括支援センター  
(22-23 ページ参照)

高齢者救急代理通報システム



## 緊急通報サービス紹介事業

緊急通報サービス事業（ご自宅内の急病などの緊急時に専用発信機を押すと、受信センターに繋がり対応するサービス）を実施している業者を紹介します。

※サービス内容の詳細及び費用は各業者により異なります。

**対** 原則 65歳以上の方、又は心身に障がいのある方

**費** 月額 2,750円（税込）～

**問** 大田区社会福祉協議会  
☎5703-8230

緊急通報サービス紹介



## あんしん居住制度

### 【A. 見守りサービス】(1年更新)

緊急通報装置と生活リズムセンサー、携帯用ペンダントによりお住まいでの安否の確認や緊急時の対応サービスを行います。

### 【B. 葬儀の実施】(5年更新)

お亡くなりになった場合に死亡診断書を受け取り、ご遺体をお預かりして直葬します。

### 【C. 残存家財の片付け】(5年更新・面積別料金)

お亡くなりになった後に、住宅内に残された家財（貴重品以外）の片付けを行います。

**対** 東京都にお住まい、あるいはこれからお住まいになる方

**費** 利用するサービスにより異なります。詳細はお問い合わせください。

**問** 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5989-1784

あんしん居住制度



# 暮らしのサポート

## ごみの戸別訪問収集

ご自宅に伺いごみの収集をします。

**対** 次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、他の者の協力を得ることができない世帯

①要介護2以上に認定されている方

②身体障害者障害程度1級及び2級認定されている方

③その他、区長が認める方

※事前に審査があります。

**問** 大森清掃事務所 ☎3774-3811

蒲田清掃事務所 ☎6459-8201

(調布地区)

蒲田清掃事務所 ☎6451-9535

(蒲田地区)



## 自動通話録音機の貸与

特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音機を無料で貸し出しています。家庭の固定電話に接続して使えます。

犯人は自分の声を残したくありません。着信音がする前に「通話内容を録音します」と警告アナウンスが流れることで、犯人を撃退する効果があります。

**対** 区内在住のおおむね65歳以上の方

**問** 防災危機管理課 ☎5744-1634



## 粗大ごみの運び出し収集

粗大ごみの運び出しと収集をします。

**対** 次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない場合。

①65歳以上の高齢者

②障がいのある方

※事前に下見をします。

**費** 運び出しは無料ですが、粗大ごみ処理手数料は有料です。

**問** 大森清掃事務所 ☎3774-3811

蒲田清掃事務所 ☎6459-8201

(調布地区)

蒲田清掃事務所 ☎6451-9535

(蒲田地区)



## 助っ人サービス

地域の絆センターが、電球の交換や季節家電の出し入れ等のちょっとした困りごとを、単発でサポートするものです。

**対** ご家庭にサポートできる方がいないため、単発でサポートが必要な方

**費** 300円(20分以内)

**問** 大田区社会福祉協議会  
☎5703-8230

助っ人サービス



# 防災

## 感震ブレーカー支給取付事業

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感じると、自動でブレーカーを落とし電気の供給を止めるもので、通電火災を防止する有効な手段です。区の業者が対象となる方のご家庭に伺い、感震ブレーカー（簡易タイプ）の取付を行います。

**対** 次のいずれかに該当する世帯で、住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること

- ① 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度の認定を受けた方がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ④ 要介護3～5の認定を受けた方がいる世帯

**費** 無料

**問** 防災危機管理課  
☎5744-1235



## 避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することが困難な方を対象に登録を勧めています。名簿は、消防や警察、自治会・町会、民生委員、地域包括支援センターが保有し、平常時の見守り活動や災害時の安否確認などの地域の支え合いに役立てます。

**対** 次のいずれかに該当する在宅の方

- ① 65歳以上で要介護3～5の認定を受けた方
- ② その他、災害時の避難行動に支援が必要な方

※施設等入所者は対象外です。

**問** 高齢福祉課 ☎5744-1430



## 家具転倒防止器具支給取付事業

区の業者が対象となる方のご家庭に伺い、家具転倒防止器具の取付を行います。

**対** 次のいずれかに該当する世帯で、住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること

- ① 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度の認定を受けた方がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ④ 要介護3～5の認定を受けた方がいる世帯

**費** 住民税課税所得金額が80万円以下の世帯にはタンス1棹まで、住民税非課税世帯にはタンス2棹まで無料

**問** 防災危機管理課  
☎5744-1235



# 就労支援・社会参加

## 高齢者等就労・社会参加支援事業

就労から地域活動まで、高齢者等の方のさまざまな社会参加を支援します。就労を希望する方には、無料で職業紹介を行います。

**対** おおむね 55 歳以上の方

**問** 大田区いきいきしごとステーション  
(大田区社会福祉協議会内)

☎5713-3600



いきいきしごとステーション



## 東京都シルバーパス

都営交通及び都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」は、バス営業所又は都営地下鉄定期券発売所などの発行窓口で購入できます。

**対** 70 歳以上の方

**費** 住民税の課税状況により購入額が異なります

**問** 一般財団法人東京バス協会

☎5308-6950

シルバーパス



## シルバー人材センター

社会参加意欲がある高齢者に対し、就業(臨時的かつ短期又はその他軽易な業務)や社会奉仕活動の機会を提供している会員組織です。

**対** 60 歳以上の方

**費** 年会費 2,000 円

**問** 大田区シルバー人材センター

☎3739-6666

シルバー人材センター



## 郵便等投票（郵便等による不在者投票）

要介護 5 の認定を受けている方や、特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、投票所に行くことが困難な方が、自宅などで投票できる制度です。この制度を利用するには、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

**対** 要介護 5 の認定を受け自書できる方

特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方

※詳細はお問い合わせください。

**問** 選挙管理委員会事務局

☎5744-1464

郵便等投票



## 老人いこいの家

高齢者に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的にした施設です。

元気アップ教室の他、毎日体操やマッサージ、敬老行事なども行い、夜間は区内在住・在勤の方にも、集会用の施設として有料で開放しています。

■ 60歳以上の方

問 高齢福祉課 ☎5744-1252



老人いこいの家



## シニアステーション

元気維持・介護予防の機能と、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能との強固な連携により、高齢者の元気維持や介護予防、社会参加から最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供する事業です。

馬込地区、嶺町地区、田園調布地区、千束地区、蒲田西地区、糀谷地区、羽田地区の7地区で実施しています。シニアステーション糀谷では、概ね55歳以上の方（プレシニア）を対象とした社会参加支援事業も行っています。

問 各シニアステーション

シニアステーション



## シニアクラブ

地域ごとに社会奉仕、健康増進、生きがいを高めるための活動を行っています。

■ おおむね60歳以上の方

■ 各クラブの会費

問 高齢福祉課 ☎5744-1252



シニアクラブ



### 《シニアステーション一覧》

#### ●シニアステーション馬込

☎5709-8011

#### ●シニアステーション南馬込

☎6429-7651

#### ●シニアステーション東嶺町

☎3753-3008

#### ●シニアステーション田園調布

☎6715-6900

#### ●シニアステーション田園調布西

☎3721-8066

#### ●シニアステーション千束

☎6451-7660

#### ●シニアステーション新蒲田

☎6715-9731

#### ●シニアステーション糀谷

☎6423-7033

#### ●シニアステーション羽田

☎3745-7855

# 介護施設・住宅

## 特別養護老人ホーム

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理を受けることができます。

入所希望者や介護者の状況などを考慮し、必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は、年3回、7月（申込期間：3月1日～6月30日）と11月（申込期間：7月1日～10月31日）と3月（申込期間：11月1日～翌年の2月28日※うるう年は2月29日）に実施します。

- 区内に住所を有する要介護3～5の認定を受けた方（ただし、要介護1・2の認定を受けた方でもやむを得ない事情により入所が認められる場合があります。）で、常に介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な方。かつ、特別養護老人ホームに入所していない方。
- 居住費、食費、施設サービス費及びその他の日用品費等

施設や介護度によって費用が異なります。（詳細については、お問い合わせください。）

※特別養護老人ホーム以外の介護保険施設については、『みんなの介護保険』をご覧ください。

■ 介護保険課（介護サービス）

☎5744-1258

特別養護老人ホーム



## 養護老人ホーム

居宅での生活に支障があり、かつ必要な養護を受けることが困難な方に入所してもらい養護する施設です。

- 原則として65歳以上で、身の回りのことは自分でできるが、環境及び経済上の理由で居宅において生活することが困難な方
- 利用者及び扶養義務者の収入に応じた負担
- 各地域包括支援センター（22-23ページ参照）

養護老人ホーム



## 軽費老人ホーム（B型）

健康で自立可能な高齢者の自主性を尊重した施設です。入所希望者の住宅の状況や経済状況などを考慮し、必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は年2回、1月と7月に実施します。

- 60歳以上で区内に住所を有する方で、独立して日常生活を営み自炊可能だが、家庭環境や住宅等の理由により、居宅において生活することが困難な方
- 利用者の収入に応じた負担
- 介護保険課（介護サービス）

☎5744-1258

軽費老人ホームB型



## 都市型軽費老人ホーム

所得が低い高齢者でも入居できる、都市部を対象とした定員20人以下の小規模な軽費老人ホームです。施設による介護サービスの提供はありませんが、職員が常駐し、食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。

**対** 60歳以上で、おおむね1年以上区内に住所を有する方。現在の住まいでは身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが不安と認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方。

**費** 月額約12万円～ 所得により料金が変わります。

**問** 介護保険（介護サービス）  
☎5744-1258



## シルバーピア（高齢者住宅）

緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるよう生活協力員が居住又は派遣されている共同住宅を提供します。（年1回の募集）

**対** 区内に引き続き3年以上お住まいの65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの二人世帯（60歳以上の二親等内の親族又は配偶者等と世帯を構成し、その期間が1年以上経過していること）で、住宅に困っていて収入及び所得が基準内である方

**費** 収入及び所得に応じた使用料

**問** 高齢者住宅管理窓口 ☎5744-1346



## 有料老人ホーム

食事や日常生活上のサービスを提供する高齢者のための施設です。介護保険の「特定施設入居者生活介護」サービスを利用できる施設もあります。

**対** おおむね60歳以上の方。「自立可能な方」と「介護が必要な方」、そのどちらの方も対象としたホームがあります。

**費** 入居時及び月々の費用は、ホームによって異なります。

**問** (公社) 全国有料老人ホーム協会

令和6年4月26日までの電話番号

☎3548-1077

令和6年4月30日以降の電話番号

☎5207-2763

月～金 10時～17時

(土・日・祝日・年末年始除く)

全国有料老人ホーム協会



## 高齢者アパート

民間から借り上げたアパートを提供します。

**対** 区内に引き続き3年以上お住まいの65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの二人世帯（60歳以上の二親等内の親族又は配偶者等と世帯を構成し、その期間が1年以上経過していること）で、住宅に困っている独立して健康的な日常生活を営むことができる方

**費** 収入に応じた使用料

**問** 高齢者住宅管理窓口 ☎5744-1346

高齢者アパート



## 住宅確保支援事業

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している対象世帯に対して、住宅探しを支援します。

- ① 協力不動産店リストの提供
- ② 賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
- ③ 保証会社利用時に真に緊急連絡先がない場合、緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ④ 緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ⑤ 入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）整理等を補償内容に含むもの）の一部助成

【対】 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯  
⑤については65歳以上の単身者又は65歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社に限る  
(②から⑤の助成については、所得制限等の要件あり。)

【問】 住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）  
**☎5744-1343**



## 生活支援付すまい確保事業

住宅確保支援事業で民間賃貸住宅の入居契約ができなかった高齢者に対して、すまいの確保と入居後の安心を支援します。

- ① 物件探しのお手伝い
- ② 入居後の安否確認
- ③ 家主等からの相談対応

【対】 区内に引き続き1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯

※住宅確保支援事業において、入居契約ができなかった方

【問】 高齢福祉課 ☎5744-1449

生活支援付すまい確保事業



## サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。各施設に直接申し込みをします。

【対】 単身高齢者世帯等  
【問】 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

サービス付き高齢者向け住宅



## 住宅リフォーム助成

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者にリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に、事前申込（仮申請）の手続きが必要です。

- 1 区が定めるバリアフリー対策、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化、子育て支援や新しい生活様式への対応工事に該当する助成対象工事
- 2 アスベスト除去工事
- 3 総工事費用が 10 万円以上（税抜）の工事 ※子育て支援や新しい生活様式への対応工事は 5 万円以上（税抜）
- 4 原則として令和 6 年 1 月 1 日時点から工事対象住宅に継続して居住する区民
- 5 原則として工事を行う個人住宅の所有者
- 6 特別区民税・都民税等を滞納していないこと。
- 7 他の助成制度・保険給付制度を利用した場合でも、自己負担額が発生すること。
- 8 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。
- 原則として次のいずれか低い額に助成率 10% を乗じた金額を助成（上限額は工事により異なる）  
子育て支援や新しい生活様式への対応工事は次のいずれか低い額に助成率 20% を乗じた金額を助成（上限額 10 万円）
- 1 助成対象工事の標準工事費を合算した額
- 2 総工事費用（対象工事以外の費用を含めた工事費用（税抜））
- 住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）  
☎5744-1343



## 高齢者住宅改修費の助成

在宅生活を続けるための住宅改修費を助成します。改修の種類は、浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化で、改修の種類ごとに助成対象限度額があります。

- 要支援又は要介護と認定された 65 歳以上の高齢者で、在宅を続けるために住宅の改修が必要と認められる方

- 介護保険の負担割合に準じ、1割・2割又は3割。

※内容、時期によって対象とならない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

- 各地域包括支援センター（22-23 ページ参照）

高齢者住宅改修費の助成



## 転居一時金助成

区内に 3 年以上（火災等により居住できない場合を除く）居住する対象世帯に対して、区内の民間賃貸住宅へ転居するとき、以下の場合に転居費用（礼金、権利金及び仲介手数料）の一部を助成します（事前申請、所得制限あり）。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合を除きます。

- ① 現住居の取壊しや家主の都合による契約更新拒否で、立退きを要求されている。
- ② 現住居の築年数がおおむね 30 年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住居に居住している。
- ③ 現住居が火災等の非常事態のため、居住することが困難であると認められる。
- ④ 高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により世帯の所得が著しく減少した場合、現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ 1 年以内に転居する単身高齢者。

- 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上と 60 歳以上の高齢者のみの世帯

- 住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）  
☎5744-1343



**大森** ☎03-5753-6331 大森西2-16-2  
Fax 03-5753-6332 区民活動支援施設大森[こらぼ大森]内

**平和島** ☎03-5767-1875 大森東1-31-3-105  
Fax 03-5767-1876 大森東地域センター内

**入新井** ☎03-3762-4689 大森北3-24-27  
Fax 03-3762-7465 入新井者人いこいの家内  
※令和6年度中移転予定  
大森北4-6-7

**馬込** ☎03-5709-8011 中馬込1-19-1-101  
Fax 03-5709-8014

**南馬込** ☎03-6429-7651 南馬込3-13-12  
Fax 03-6429-7652

**徳持** ☎03-5748-7202 池上7-10-5  
Fax 03-5748-7232

**新井宿** ☎03-3772-2415 中央1-21-6  
(大森医師会) Fax 03-3772-2472 新井宿特別出張所2階

**嶺町** ☎03-5483-7477 田園調布本町7-1  
Fax 03-5483-7488 領町特別出張所2階

**田園調布** ☎03-3721-1572 田園調布1-30-1  
Fax 03-5755-5707 田園調布特別出張所2階

**たまがわ** ☎03-5732-1026 下丸子4-23-1  
Fax 03-5732-1027 特別養護老人ホームたまがわ内

**久が原** ☎03-5700-5861 仲池上2-24-8  
Fax 03-5700-5841 特別養護老人ホーム池上となり

**上池台** ☎03-3748-6138 上池台5-7-1  
Fax 03-3748-6139 特別養護老人ホーム好日苑内

**千束** ☎03-3728-6673 北千束2-35-8  
(田園調布医師会) Fax 03-3728-6735

### 大森地域福祉課

大森西1-12-1 大森地域庁舎

・高齢者地域支援担当 ☎03-5764-0658 Fax 03-5764-0659

### 調布地域福祉課

雪谷大塚町4-6 調布地域庁舎

・高齢者地域支援担当 ☎03-3726-6031 Fax 03-3726-5070

お住いの地域		地域包括 支援センター	地 域 福 祉 課
<b>い</b>			
池上	1、2丁目	徳持	大森
	3丁目1~11番	久が原	調布
	12番	徳持	大森
	13番 1~5号	久が原	調布
	6~11号	徳持	大森
	12~19号	久が原	調布
	14~20番		
	21~41番	徳持	大森
	4~8丁目		
石川町	1丁目	千束	
	2丁目 1番	上池台	
	2番 1~8号	千束	
	9~15号	上池台	
	3番 1~8号		
	9~20号	千束	
	4~8番	上池台	
	9番 1、2号	千束	
	3~13号	上池台	
	10~23番	千束	
	24~33番	上池台	
<b>う</b>			
鶴の木		全域 (1~3丁目)	たまがわ
<b>お</b>			
大森北	全域 (1~6丁目)	入新井	大森
大森中	1丁目 1~21番	平和島	
	22番	大森東	糀・羽
	2丁目 1~12番	平和島	大森
	13~18番	大森東	糀・羽
	19~24番		
	3丁目 1~5番	平和島	大森
大森西	6~8番	大森東	糀・羽
	9~36番	平和島	
大森東	全域 (1~7丁目)	大森	
大森本町	1~3丁目	平和島	
	4、5丁目	大森東	糀・羽
	1丁目 1~8番	入新井	
大森南	9~11番	平和島	
	2丁目		
	1丁目 1、2番	糀谷	
	3番 1~5号	大森東	
	6~8号		
大森南	4番 1号	糀谷	
	2号	糀谷	
	3~5号	大森東	
	6~13号	糀谷	
	5~11番	大森東	

### 地域福祉課(4か所)

■高齢者の相談、若年性認知症の相談 等

お住いの地域		地域包括 支援センター	地 域 福 祉 課
<b>か</b>			
大森南	1丁目 12番 1~7号	糀谷	
	8~15号	大森東	
	16~26号		
	13~16番	糀谷	
	17番 1~6号		
	7~17号	大森東	
	18~28号	糀谷	
	18番 1~6号		
	7~14号	大森東	
	15~26号	糀谷	
蒲田	19~24番		
	2丁目 1~17番	大森東	
	18、19番	糀谷	
	20~25番	大森東	
	3~5丁目		
<b>き</b>			
蒲田本町	1~3丁目	蒲田	
	4丁目	蒲田東	
	5丁目	蒲田	
	全域 (1、2丁目)	蒲田東	
	1丁目 1~17番	千束	
	18、19番	上池台	
	20番	千束	
	21~53番	上池台	
	2~5丁目		
<b>く</b>			
北嶺町	1番 1~7号	上池台	
	8~17号	嶺町	
	18~20号	上池台	
	2番 1~5号	嶺町	
	6~21号	嶺町	
	22、23号	上池台	
	3~20番	嶺町	
	21番 1~5号	久が原	
	6~11号	嶺町	
	12、13号	久が原	
山王	22~26番		
	27~48番	嶺町	
	久が原 全域 (1~6丁目)	久が原	調布
	京浜島 全域 (1~3丁目)	入新井	大森
	1、2丁目	入新井	
	3丁目	新井宿	
	4丁目 1~10番		
	11~20番	南馬込	
	21~33番	新井宿	
<b>け</b>			
<b>さ</b>			
千鳥	1、2丁目	入新井	
	3丁目		
	4丁目 1~10番		
	11~20番	南馬込	
	21~33番	新井宿	
	3丁目 1、2番		
	3番 1~3号	たまがわ	調布
	4~29号	やぐち	蒲田
	5~16号	たまがわ	調布
	17~24号	やぐち	蒲田
<b>ち</b>			
中央	24~26番	たまがわ	調布
	27番	やぐち	蒲田
	28~35番	たまがわ	調布
	36番	やぐち	蒲田
	37番	たまがわ	調布
	38~41番	やぐち	蒲田
	3丁目 1~4号	たまがわ	調布
	4~29号	やぐち	蒲田
	50~33号	たまがわ	調布
	4~6番	やぐち	蒲田
<b>け</b>			
<b>さ</b>			
中央	7~10号	たまがわ	調布
	11~24号	やぐち	蒲田
	8~25番	やぐち	蒲田
	1~4丁目	新井宿	大森

## 高齢者の相談窓口→地域包括支援センター

令和6年4月1日現在

### 窓口開設時間

月～金曜日/午前9時～午後7時、土曜日/午前9時～午後5時（日曜日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。）

<b>六郷</b>	<b>03-5744-7770</b> Fax 03-5744-7780	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階
<b>西六郷</b>	<b>03-6424-9711</b> Fax 03-6424-9661	西六郷3-1-7 プラウドシティ大田六郷1階
<b>やぐち</b>	<b>03-5741-3388</b> Fax 03-3758-4411	矢口1-23-12 特別養護老人 ホームゴールデン鶴亀ホーム内
<b>西蒲田</b>	<b>03-5480-2502</b> Fax 03-5480-2503	西蒲田7-49-2 社会福祉センター7階
<b>新蒲田</b>	<b>03-6715-9731</b> Fax 03-6715-9732	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階
<b>蒲田</b>	<b>03-5710-0951</b> Fax 03-5710-0953	蒲田2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内
<b>蒲田東</b>	<b>03-5714-0888</b> Fax 03-5714-0880	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階

<b>大森東</b>	<b>☎03-6423-8300</b> Fax 03-6423-8350	大森南4-9-1 大森東特別出張所2階
<b>糀谷</b>	<b>☎03-3741-8861</b> Fax 03-3741-8867	西糀谷2-12-1 特別養護老人ホーム糀谷内 ※令和6年度中移転予定 糀谷1-19-21 糀谷老人いこいの家内
<b>羽田</b>	<b>☎03-3745-7855</b> Fax 03-3745-7032	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階

## 介護保険に係る問合せ

- #### ■確定申請・主治医意見書について

- 介護保険課 認定担当 ☎ 03-5744-1669

- #### ■認定調査・認定審査会について

- 大森地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03-5764-0656  
調布地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03-3726-4136

- #### ■認定調査全般について

- 介護保険課 認定調査担当 ☎ 03-5744-1452

蒲田地域福祉課

蒲田本町2-1-1 蒲田地域庁

- ・高齢者地域支援担当

**03-5713-1508** Fax 03-5713-1509

お住いの地域		地域包括 支援センター		地 域 福 祉 課
中 央	5～8丁目	徳 持	大 森	
田園調布	全 域	(1～5丁目)	田園調布	
田園調布本町	全 域		嶺 町	調 布
田園調布南	全 域			
<b>と</b>				
東 海	全 域	(1～6丁目)	入新井	大 森
<b>な</b>				
仲 池 上	1 丁 目	1～16番 17、18番 19～22番 23、24番 25～27番 28～31番 32番 1～10号 11～19号 20～22号 33番 1～7号 8～18号	上池台 久が原 上池台 久が原 上池台 久が原 久が原 上池台 久が原 上池台 久が原 上池台 久が原 久が原	
	2 丁 目	1～16番 17～19番 20～28番 29、30番	上池台 久が原 上池台 久が原	調 布
中 馬 込	全 域	(1～3丁目)	馬 込	大 森
仲 六 郷	全 域	(1～4丁目)	六 郷	蒲 田
<b>に</b>				
西 蒲 田	全 域	(1～8丁目)	西蒲田	蒲 田
西 糀 谷	1 丁 目	1番 2～11番 12番 1～5号 6～15号 16～26号 13～20番 21番 1～4号 5～18号 19～28号 22～30番 31番 1～6号 7～14号 15～18号	蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷 蒲田東 糀谷	糀 谷 蒲 田 糀 谷 蒲 田 糀 谷 蒲 田 糀 谷 蒲 田 糀 谷 蒲 田 糀 谷 蒲 田 糀 谷 蒲 田
	2～4 丁 目			
西 馬 込	全 域	(1、2丁目)	馬 込	大 森
西 嶺 町	全 域		嶺 町	調 布
西 六 郷	全 域	(1～4丁目)	西六郷	蒲 田
<b>は</b>				
萩 羽	中 田	全 域	(1～3丁目) (1～6丁目)	羽 田
				糀・羽

お住いの地域		地域包括 支援センター		地域 福祉課
羽田旭町	全 域	羽 田		耗・羽
羽田空港	全 域 (1~3丁目)			
△				
東蒲田	全 域 (1、2丁目)	蒲 田	蒲 田	
東 耗 谷	全 域 (1~6丁目)	耗 谷	耗・羽	
東 馬 辻	1 丁 目 1~32番 33~50番	馬 辻		大 森
	2 丁 目	南馬辻		
東 嶺 町	全 域	嶺 町	調 布	
東 矢 口	1 丁 目 2 丁 目 1~17番 18~20番 3 丁 目	西蒲田 新蒲田		蒲 田
東 雪 谷	1~4 丁 目 5 丁 目 1~10番 11番 1~9号 10~13号 12~40番	上池台		
東 六 郷	1~3 丁 目	久が原 上池台		調 布
△	平 和 島	六 郷	蒲 田	
△	平 和 島 全 域 (1~6丁目)	入新井		大 森
△	平和の森公園 全 域	平和島		
ほ				
本 羽 田	全 域 (1~3丁目)	羽 田		耗・羽
み				
南 蒲 田	1 丁 目	蒲田東		蒲 田
	2 丁 目 1~22番	六 郷		
	23番	蒲田東		
	24~27番	六 郷		
	28~30番	蒲田東		
	3 丁 目	蒲田東		
南 久が原	全 域 (1、2丁目)	たまがわ		
南 千 束	1 丁 目 1~31番	千 束		調 布
	32番 1~8号	上池台		
	9~11号	千 束		
	33番	上池台		
	34番	千 束		
	2 丁 目 1番	上池台		
	2 番 1~6号	千 束		
	7~10号	上池台		
	3~27番	千 束		
	28番 1号	上池台		
	2~9号	千 束		
	10~12号	千 束		
	29~33番	上池台		
	3 丁 目 1~30番	千 束		
	31番 1~6号	上池台		
	7~14号	千 束		
	32~35番	上池台		
	36番 1~6号	千 束		
	7~14号	千 束		

お住いの地域		地域包括支援セン	地 域 福 祉 課
南 馬 込	1 丁目 1 ~ 4 番	馬 込	大森
	5 番	南馬込	
	6 、 7 番	馬 込	
	8 ~ 60 番		
	2 ~ 5 丁目		
	6 丁目 1 番 8 ~ 19 号 (1 ~ 7 号は欠号)	南馬込	
	20 号	徳 持	
	21 ~ 23 号		
	2 ~ 6 番	南馬込	
	7 番 1 ~ 4 号		
	5 ~ 10 号	徳 持	
	8 番 1 、 2 号	南馬込	
	3 ~ 10 号		
	11 ~ 13 号	徳 持	
	9 ~ 14 号	南馬込	
	15 、 16 番	徳 持	
	17 ~ 23 番	南馬込	
	24 ~ 29 番	徳 持	
南 雪 谷	30 番 1 号	南馬込	調布
	2 ~ 21 号		
	31 ~ 34 番	徳 持	
	35 ~ 38 番	南馬込	
	1 丁目		
	2 丁目 1 ~ 14 番	上池台	
	15 番 1 ~ 12 号		
	13 ~ 25 号		
	16 ~ 21 番	嶺 町	
	3 丁目		
	4 丁目 1 ~ 16 番	上池台	
	17 番	嶺 町	
	18 ~ 23 番	上池台	
	24 番	嶺 町	
	25 番		
	5 丁目 1 ~ 12 番	上池台	
	13 番	久が原	
	14 ~ 16 番	上池台	
南 六郷	17 番 1 ~ 10 号	久が原	
	11 ~ 20 号	上池台	
	21 ~ 24 号	久が原	
	18 ~ 21 番	上池台	
		久が原	
全 域	(1 ~ 3 丁目)	六 郷	蒲 田
や			
矢 口	全 域 (1 ~ 3 丁目)	やぐち	蒲 田
ゆ			
雪谷大塚町	1 番	上池台	調布
	2 ~ 23 番	田園調布	
れ			
令 和 島	全 域 (1 、 2 丁目)	入新井	大森

#### ●問合せ先がわからないとき

03-5744-1250

Fax 03-5744-1522



令和6年4月発行  
大田区役所 高齢福祉課  
☎5744-1250